

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

(平成一六年六月二日法律第七八号)

一、提案理由(平成一六年四月六日・参議院環境委員会)

国務大臣(小池百合子君) ただいま議題となりました特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主な内容を御説明申し上げます。

海外から我が国に導入される外来生物には、我が国の在来生物と性質が異なることにより、我が国の生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る深刻な被害や、そのおそれを生じさせているものがあり、これらの生物による被害を防止することは、国民生活の安定向上に資すると考えます。

この法律案は、これらの生物を特定外来生物として指定し、特定外来生物の飼養、栽培、輸入その他の取扱いを原則禁止するほか、国等による特定外来生物の防除等の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の主な内容を御説明申し上げます。

第一に、主務大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めることとしております。

第二に、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いは、学術研究等の目的で特定外来生物の飼養等を行うことについて主務大臣の許可を受けた場合等を除き、禁止することといたします。

第三に、特定外来生物による生態系等に係る被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長は、その内容等を公示して防除を行うことといたします。また、地方公共団体又は国及び地方公共団体以外の者は、その行う防除について主務大臣の確認又は認定を受けることができることといたします。さらに、これらの防除については、本法等の規制の特例を認めることといたします。

第四に、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがある疑いのある未判定外来生物の輸入をしようとする者は、あらかじめ主務大臣に届け出て、当該被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の通知を受けた後でなければ、その未判定外来生物を輸入してはならないことといたします。

このほか、これらの措置を確実に実施するための措置命令、この法律案に基づく施策について国民の理解を増進させるための措置等を定めることといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその主な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

二、参議院環境委員長報告(平成一六年四月一六日)

長谷川清君 ただいま議題となりました特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げ

げます。

本法律案は、海外から我が国に導入される外来生物であって、我が国の在来生物と性質が異なることにより、我が国の生態系等に係る被害やそのおそれを生じさせているものを特定外来生物として指定し、特定外来生物の飼養、栽培、輸入その他の取扱いを原則禁止するほか、国等による特定外来生物の防除等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、小川勝也君外三名発議の外来生物種規制法案と一括して議題とし、参考人から意見聴取を行うとともに、特定外来生物の選定基準、外来種の水際規制の重要性、地方公共団体等による防除の実施と財政的支援措置等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

本法律案について質疑を終了いたしましたところ、本法律案に対し、日本共産党の岩佐委員より、生態系等への被害防止を目的とし、予防原則の適用等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会のツルネン理事より原案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院環境委員長報告（平成一六年五月二七日）

小沢鋭仁君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、特定外来生物による生態系、人の生命もしくは身体または農林水産業に係る被害を防止するため、特定の場合を除いて特定外来生物の飼養、栽培、保管または運搬、輸入その他の取り扱いを禁止するとともに、国等による特定外来生物の防除を促進するほか、未判定外来生物の輸入の制限その他所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は、

主務大臣は、中央環境審議会の意見を聞いて特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めると、

特定外来生物の飼養、栽培、保管または運搬、輸入その他の取扱いは、学術研究等の目的で特定外来生物の飼養等を行うことについて、主務大臣の許可を受けた場合等を除き禁止すること、

特定外来生物による生態系等に係る被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長は、その内容等を公示して防除を行うこと等であります。

本案は、参議院先議に係るもので、五月十四日本委員会に付託され、十八日小池環境大臣から提案理由の説明を聴取した後、二十一日参考人から意見を聴取し、去る二十五

日質疑を行いました。質疑終局後、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、特定外来生物の指定に当たっては、諸外国の知見や学識経験者の意見を参考にして、適切に指定を行うこと等を内容とする附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年五月二五日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 特定外来生物の指定に当たっては、諸外国の知見や学識経験者の意見を参考にして、適切に指定を行うこと。また、被害に係る新たな知見が得られた場合には、特定外来生物への指定を検討すること。
- 二 特定外来生物の防除の実施に際しては、防除を行う地域における在来生物の混獲等への配慮や危険なわなの使用を避け、在来生物の生態系に影響を及ぼさないよう努めること。
- 三 海外から輸入される生物の種及び数量の実態把握に努めるとともに、関係府省間の連携に努め、特定外来生物が密輸入されることのないよう、水際対策を強化すること。輸入貨物への付着等によって、非意図的に導入される外来生物について、導入経路及び生育状況の調査並びに監視に努めること。
- 四 本法実施に係る人員・予算の確保等必要な体制の整備に努めること。
- 五 政府や自治体が行う緑化等の対策において、外来生物の使用は避けるよう努め、地域個体群の遺伝的攪乱にも十分配慮すること。
- 六 外来生物対策の必要性について、広報活動、教育活動など様々な手段を用い、国民や動物取扱業者等の関係者に普及啓発・周知を徹底すること。
- 七 国内由来の外来生物の問題については、自然公園法等の既存法令を活用した規制の強化などを行うこと。